#### 答申第2号

#### 諮問第4号

件名:「31三協第290号」にある文章「改修の内容及び時期等の詳細については、 今後協議させていただきます」中の「今後協議」の記録と結果を記した文書の一部 開示決定に関する件

答申

## 1 審査会の結論

みよし市教育委員会が令和4年9月2日付け4み教令生第52号で行った行政文書一部開示決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

- (1) 審査請求に至る経過
  - ア 審査請求人は、みよし市情報公開条例(平成13年三好町条例第2号。以下「条例」という。)に基づき、令和4年8月19日付けで、「「31三協第290号」にある文章「改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」中の「今後協議」の記録と結果を記した文書」について、行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。
  - イ みよし市教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、「1 黒笹公民館建設(建築)工事設計図(協議内容を記した図面)」、「2 黒笹公民館改修工事の打ち合わせ(令和4年7月8日)」及び「3 黒笹公民館改修工事の打ち合わせ(令和4年7月21日)」を特定し、令和4年9月2日付けで、「2 黒笹公民館改修工事の打ち合わせ(令和4年7月8日)」中の「建築事務所の従業員の氏名」を条例第7条第2号の規定に該当するとして不開示とし、その余を開示する一部開示決定(以下「本件一部開示決定処分」という。)
  - ウ 審査請求人は、本件一部開示決定処分を不服として、令和4年9月12日付けで審査請求を行った。
- (2) 審査請求の趣旨

を行った。

審査請求の趣旨は、本件一部開示決定処分を取り消すとの裁決を求めるという ものである。

#### (3) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、次のとおりである。

ア 令和4年3月議会に「黒笹公民館改修工事設計委託費」935万円が一般会 計から計上され、その説明文に「令和5年度改修工事費(9350万円)」と記

- されていた。みよし市には公民館が8館あり、それぞれ8つの行政区に管理・ 運用が委ねている。黒笹公民館は8館の中で突出した規模であるが、愛大跡地 の住宅開発に絡め増築するとあった。なお、公の施設である公民館をみよし市 が直接管理・運営していない現状は、地方自治法に違反している。
- イ 審査請求人は令和4年6月7日に、みよし市長及び実施機関に対し「愛大跡 地住宅開発に伴う同地区の行政区と小・中学校区帰属とその条件に関し、みよ し市と黒笹行政区が交わした協定書や覚書の類の文書」を情報公開請求した。 これに対し令和4年6月20日付でみよし市長より、①愛知大学跡地住宅地の 黒笹区編入について(令和元年11月11日付け行政区発出文書)、②愛知大学 跡地住宅地の黒笹区編入に係る課題に対する対応について(令和元年12月2 5日付けみよし市発出文書)、③愛知大学跡地住宅開発区域の黒笹区への編入に 関する課題に対する対応について(要望)(令和2年3月24日付け行政区発出 文書)、の3点が一部開示決定された。なお、実施機関からは対象文書不存在の 通知があった。
- ウ 文書①には黒笹区長による7点の課題が記され、その最初に「編入に伴う評議員の増加に伴う公民館の改修は、市の責任で実施すること」とあった。この要望に対し、みよし市長は文書②で「必要な改修が実施できるよう市が支援します。改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」とあった。なお、文書②の正式名称は市民協働部協働推進課を連絡先とする「31三協第290号」である。
- エ 審査請求人は令和4年8月19日に、みよし市長に対し「「31三協第290号」にある文章「改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」中の「今後協議」の記録と結果を記した文書」の情報公開請求を行った。その後、「今後協議」の所管が協働推進課ではなく、教育委員会生涯学習課である旨の連絡があり、情報公開請求先を実施機関に改めた。この情報公開請求に対し、令和4年9月2日付で実施機関より、④黒笹公民館建設(建築)工事設計図(協議内容を記した図面)、⑤黒笹公民館改修工事の打ち合わせ(令和4年7月8日)、⑥黒笹公民館改修工事の打ち合わせ(令和4年7月21日)、の3点が一部開示決定され、9月8日に受け取った。
- オ 文書⑤及び文書⑥は、令和4年3月議会で黒笹公民館改修工事設計委託費の 予算が承認された以後の文書である。文書④は令和4年3月議会以前の文書で あるが、わずか2枚の図面に過ぎない上、黒笹行政区との協議に使用したとし ながら、作成日や使用日の特定もされていない。「改修の内容及び時期等の詳細 については、今後協議させていただきます」とありながら、「3月議会の予算提 出時までの協議記録を出さないのは何故か」と文書受取り時に担当職員に質し たところ、前任の担当者に問い合わせたが該当文書はこれしかないとの返事で あったという。

カ 自治体が外部組織・団体と協議・会合を持つ場合、会議名、会議日時、会議場所、会議出席者、会議内容、主な意見及び結果を記した報告書を、関連資料・図面を添付した上作成するのが、行政運営の伊呂波である。審査請求人は、「3月議会の予算提出時までの協議記録」は本来存在するが、公開すると(市に)不都合が生じると市長及び実施機関が判断し、文書不存在としたと推測せざるを得ない。掛かる行為は、条例の存在と意義を踏みにじるものであり、審査請求人として認めることはできない。よって決定通知書記載の3点の文書以外に情報公開請求対象文書が存在すると思われるため、請求趣旨のとおり要求する。

# 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を、令和4年9月12日付けの審査請求書、令和4年11月14日付けの反論書及び令和5年1月10日付けの再反論書並びに令和5年6月29日 実施の口頭意見陳述から要約すると、次のとおりである。

- (1) 文書②で「改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」としながら、「3月議会の予算提出時までの協議記録を出さないのは何故か」と実施機関の職員に質したところ、該当の文書は文書④のみであるとの回答であったが、令和4年3月議会以前の文書である文書④は、わずか2枚の図面に過ぎない上、黒笹行政区との協議に使用したとしながら、作成日及び使用日の特定もされていない。
- (2) 自治体が外部組織等と協議等を行う場合、会議名、会議日時、会議内容、結果等を記した報告書を、関連資料等を添付した上作成するのが、行政運営の伊呂波である。

市長部局のみよし市職務権限規程(昭和50年三好町規程第1号。以下「職務権限規程」という。)第24条に、「事務の管理執行に当たり、決定を得なければならない案件事項については、起案者が決定書等により起案し、検討者の検討を受けたうえ、決定者の決定を受けるものとする」とあり、決定書作成の対象として、別表第1の「3事務の執行」に「4国、県、市町村その他公共団体及び関係団体との連絡調整及び協議」が挙げられている。また、教育委員会部局においても、みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程(平成16年三好町教育委員会規程第1号。以下「決定権限規程」という。)に同様の定めがある。

(3) 「31三協第290号」にある「黒笹公民館の改修の内容及び時期等の詳細についての協議」は、上記職務権限規程及び決定権限規程(以下「職務権限規程等」という。)により、決定書作成の義務を負う。令和4年10月28日付けの弁明書(以下「弁明書」という。)には「現状の黒笹公民館建設(建築)工事設計図に担当課において便宜的に改修案を記載したものを黒笹行政区に渡し、後日、当

該図面に黒笹行政区の要望が反映されたものを受理したことから、当事者が直接相対し、意見交換を行う協議まではしておらず、当該図面に作成日及び使用日の記載はなく、会議録は作成していない」とあるが、「連絡調整」も決定書作成義務の範疇である。

(4) そのため、本件一部開示決定処分により開示された行政文書(以下「本件開示 行政文書」という。)以外に本件請求の対象となる行政文書が存在するが、公開す ると市に不都合が生じると市長及び実施機関が判断し、行政文書を不存在とした と推測せざるを得ない。

## 4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を弁明書及び令和4年12月14日付けの再弁明書から要約する と、次のとおりである。

- (1) 黒笹公民館の改修に当たっては、主たる利用者となる黒笹行政区の要望を聞き取るため、現状の黒笹公民館建設(建築)工事設計図に担当課において便宜的に改修案を記載したものを黒笹行政区に渡し、後日、当該図面に黒笹行政区の要望が反映されたものを受理したことから、当事者が直接相対し、意見交換を行う協議まではしておらず、当該図面に作成日及び使用日の記載はなく、会議録は作成していない。
- (2) 審査請求人は、職務権限規程等により実施機関の職員は決定書作成の義務を負う旨を反論するが、上記(1)のとおり黒笹公民館の改修に当たっては、当事者が直接相対し、意見交換を行う協議まではしていないため、「決定を得なければならない案件事項」には該当せず、会議録を作成しないものであることから、職務権限規程等に基づく決定書は作成していない。
- (3) 審査請求人は、本件開示行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書が存在するが、公開すると市に不都合が生じると市長及び実施機関が判断し、行政文書を不存在としたと推測せざるを得ないと主張するが、そのような事実はなく、また、審査請求人からは、そのような事実が推測されるような具体的な証拠も示されていない。
- (4) 本件一部開示決定処分を行うに当たっては、令和3年度当時の担当者及び行政 区所管課担当者への聴き取りのほか、ファイル基準表の記載内容並びに書庫及び 執務室のキャビネットで保存している行政文書を調査し存否確認も行っており、 開示決定した文書以外に開示請求の対象となる行政文書は存在しない。

#### 5 審査会の判断

(1) 本件一部開示決定処分の妥当性について

本件請求の内容は、「「31三協第290号」にある文章「改修の内容及び時期 等の詳細については、今後協議させていただきます」中の「今後協議」の記録と 結果を記した文書」であり、実施機関は、対象行政文書として「1黒笹公民館建設(建築)工事設計図(協議内容を記した図面)」、「2黒笹公民館改修工事の打ち合わせ(令和4年7月8日)」、「3黒笹公民館改修工事の打ち合わせ(令和4年7月21日)」を特定し、本件一部開示決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件開示行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書が存在するが、公開すると市に不都合が生じると市長及び実施機関が判断し、行政文書を不存在としたと推測せざるを得ないと主張している。

当審査会は、行政文書の開示請求に対する実施機関の決定について、条例の目的及び規定の内容に照らして妥当であるかを審査するものであり、その判断は、 みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成15年三好町条例第30号) により付与された権限の範囲内で行うべきものである。

以上の考え方を基本とした上で、本件一部開示決定処分の妥当性について検討する。

### (2) 決定書の作成について

ア 審査請求人は、自治体が外部組織等と協議等を行う場合、会議内容等を記した報告書を作成するのが、行政運営の伊呂波であり、職務権限規程等の規定により、実施機関は決定書の作成義務を負っていると主張している。

- イ これに対し、実施機関は、当事者が直接相対し、意見交換を行う協議までは していないため、会議録は作成していないと主張している。
- ウ この点について、当審査会から実施機関に説明を求めたところ、黒笹行政区 との改修内容、図面等のやり取りは、電話又は窓口での図面の受け渡し程度 で、書面までは残していないとのことであった。また、当事者が直接相対し、 意見交換等を行う協議まではしていないことから、職務権限規程等にある「決 定を得なければならない案件事項」には該当しないため、会議録の作成義務は なく、決定書は作成していないとのことであった。
- エ 実施機関が上記のやり取りについて決定書を作成しなかったことの当否は別 として、この実施機関の説明については、特段不自然、不合理な点は認められ ないと考える。

# (3) 本件請求対象行政文書の存否について

- ア 実施機関は、本件一部開示決定処分を行うに当たっては、令和3年度当時の 担当者及び行政区所管課担当者への聴き取りのほか、ファイル基準表の記載内 容並びに書庫及び執務室のキャビネットで保存している行政文書を調査し存否 確認も行っており、その行政文書の探索の範囲は、適切なものと認められる。
- イ 審査請求人は、本件開示行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書が存在するが、公開すると市に不都合が生じると市長及び実施機関が判断し、行政 文書を不存在としたと推測せざるを得ないと主張している。
- ウ しかしながら、審査請求人からは、上記の主張を裏付ける具体的な資料が証

拠として示されていない。

- (4) 以上のことから、本件開示行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書が存在したという確たる証拠がなく、ほかに行政文書の存在を推認させる具体的な事実もない以上、当審査会としては、行政文書が存在すると認めることはできない。
- (5) 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張しているが、行政文書の存在を具体的に示すも のではなく、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- (6) まとめ 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 審査会の処理経過

諮問
実施機関から弁明書を受理
審査請求人に弁明書を送付
審査請求人から反論書を受理
審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
実施機関に反論書を送付
実施機関から再弁明書を受理
審査請求人に再弁明書を送付
審査請求人から再反論書を受理
実施機関に再反論書を送付
実施機関から再々弁明書の提出を行わない旨の通知を受
理
令和5年度第1回審査会 審議
審査請求人の口頭意見陳述
令和5年度第2回審査会 審議
令和5年度第3回審査会 審議